

第八次南牧村行政改革大綱

令和4年7月

南 牧 村

目 次

第1章 基本方針	1
1 さらなる改革の必要性	1
2 基本的な考え方	1
3 改革の推進期間	2
4 改革の推進体制	2
第2章 改革の内容	2
1 住民の期待に応えるため、質の高い住民サービスの提供	2
① 持続可能な財政運営	
② 公共施設整備について	
2 行政のデジタル化の推進	4
① 電子行政サービスの構築	
3 職員定数の見直し及び職員の資質向上	4
① 職員数の削減及び住民サービスの維持	
② 職員の資質向上	
③ 働き方改革の推進	
4 事務・事業・補助金等の見直し	5
① 事務・事業の見直し	
② 補助金等の見直し	
③ その他の見直し	
5 住民と協働による「元気な村づくり」	6
① 集落支援員の設置について	
② 教育について	

第1章 基本方針

1 さらなる改革の必要性

本村では、平成29年7月に「第七次南牧村行政改革大綱」を策定し、住民ニーズの的確な把握に努めながらサービスの向上を図ってきました。

また、簡素で効率的な行政を進めるため、事務事業の見直しや組織の再編、人件費・村債発行の抑制等による財政の健全化に努めるとともに、公共施設の指定管理者制度の継続などの行政改革を推進し、一定の成果を挙げてきました。

しかし、全国的な課題となっている人口減少は、本村ではより深刻な状況にあり、納税者の減少による村税収入の大幅な減少が見込まれる一方で、歳出面では今後さらに、扶助費等の義務的経費の増加が見込まれるほか、自然災害への対応や老朽化した公共施設の更新等、限られた財源の中でより厳しい行財政運営が求められる状況となっています。

また近年においては、新型コロナウイルス感染症の発生による生活様式の変化や経済活動が停滞するなど、行政に求められるニーズも大きく変化していることに加え、国においては、「脱はんこ」の取り組みの推進や更なるデジタル社会の形成を目指し「デジタル庁」を発足させるなど、地方行政をとりまく環境は大きく変化しています。

これら様々な社会情勢の変化に柔軟に適応しながら、一層の行政改革を積極的に推進するため、新たに「第八次南牧村行政改革大綱」を策定します。

2 基本的な考え方

住民が何を必要としているかを前提に、限られた行政経営資源（ヒト、モノ、カネ、データ）をいかに有効に活用できるかを念頭に置き、単に行政内部の効率化やスリム化などの改革にとどまらず、住民との協働や公共サービスのあり方などの見直しを徹底し、将来世代に過度の負担を残さない堅実な財政運営の確立を図ります。また、各種事務・事業の進捗管理については PDCA（計画策定（Plan）・実行（Do）・検証（Check）・見直し（Action））サイクルを活用しながら事業効果等の検証を行います。

3 改革の推進期間

この大綱に基づく改革の推進期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

4 改革の推進体制

改革の推進については、職員一人ひとりが改革の趣旨を自分自身の問題として受け止め、積極的に改革に参画できる体制を作り、所属部署ごとに実施状況、進捗状況を把握し、総合的に取り組みます。また、改革の実施については、「第五次南牧村総合計画」「南牧村過疎地域持続的発展計画」等に基づき、村議会からの意見を踏まえ、住民の理解と協力を得ながら推進します。

第2章 改革の内容

1 住民の期待に応えるため、質の高い住民サービスの提供

各地方公共団体は自らの判断と責任により、地域の実情に沿った行政を展開していくことが期待されており、限られた行政資源を有効に活用することで、質の高い行政サービスを提供することが求められています。

しかし、新型コロナウイルス感染症の発生や少子高齢化の影響により、村税をはじめとする自主財源は減少の一途をたどり、財政運営は厳しさを増しています。

このような状況ではありますが、限られた財源を効率的・効果的に活用するため、行政の役割を明確化し、地域の特性に応じた政策立案機能を高めるとともに、さまざまな政策の統一性を確保するための調整機能の強化に努めながら、社会環境の変化に的確に対応した行政運営を目指し、住民の期待に応えられるよう次の事項を重点的に取り組みます。

① 持続可能な財政運営

本村の財政については、地方公共団体の財政力の強弱を示す財政力指数は極めて低く、標準的な行政運営を行った場合の費用に対し、標準的な税収入等が大きく不足しており、依然として地方交付税や国や県からの補助金に大きく依存している状況です。今後も歳入においては、人口減少に伴う村税や地方交付税等の減少、歳出では、社会保障経費をはじめとする義務的経費や公共施設の老朽化への対応などの財政需要の増加が見込まれます。

このような厳しい財政状況にあっても、社会情勢の変化に的確に対応しながら住民ニーズを踏まえた施策を展開していくためには、持続可能な財政構造を確立していく必要があります。

このため、今後は、自主財源の確保に最大限努力するとともに、更なる事務事業の見直しを行い経常経費の削減に努めます。また、村債残高を適切に管理しながら地方債を効果的に活用し、将来負担に留意した持続可能な財政構造の確立と健全で安定した財政運営に取り組んでいきます。

② 公共施設整備について

人口減少・少子高齢化等により公共施設等の利用需要が変化していく中、自治体に共通する問題として、公共施設の老朽化に伴う維持管理や更新等に要する費用の増加が挙げられており、本村においても例外ではありません。施設の必要性や管理手法等について改めて検討し、更なる見直しを進めます。

2 行政のデジタル化の推進

デジタル技術やA I等の活用により業務の効率化をより一層推進するとともに、マイナンバーカードを活用した行政手続きの普及に努め、住民の利便性の向上を図ります。また、自治体情報システム等の運用にあつては、情報セキュリティー対策の強化を図るとともに、利用する職員に対する研修にも取り組みます。

① 電子行政サービスの構築

国はマイナポータルを活用等により行政手続きのオンライン化を推進しています。しかし、本村では、デジタル社会の基盤であるマイナンバーカードの交付率が伸び悩んでいることから、より一層の普及促進に取り組みます。

3 職員定数の見直し及び職員の資質向上

これまで定員管理計画に基づき、職員数の削減に努めてきました。

今後は、定年延長も予定されていることから、再任用職員制度や会計年度任用職員制度の有効活用を図りつつ、適正な年齢構成を維持するための新規採用を行う必要があります。しかし、山間地域、過疎地域、小規模町村では人件費の占める割合が高くなる傾向にあり、課題となっています。そこで、住民に使えるための経費を将来にわたって確保するため次の事項を重点的に取り組みます。

① 職員数の削減及び住民サービスの維持

超高齢社会の進展に伴う社会保障費の増大や新型コロナウイルス感染症の流行による世界経済情勢の悪化等により、村財政も今後極めて厳しい状況を迎えることが想定されます。これまでコストの削減や退職者に対しての新規採用者のバランスを取りながら人員の削減をしてきましたが、行政改革の進め方自体も大きな転換期を迎えているといえます。今

後は、適正な年齢構成を保つための新規採用を行いながら計画的な職員数の削減に努め、住民サービスの更なる向上を図ります。

② 職員の資質向上

多様化、複雑化する住民ニーズに的確に対応し、職員一人ひとりの意識改革や資質の向上を図り、少人数でも成果を上げられる組織とするため、職員研修や県人事交流を積極的に取り入れ、専門的知識や技術者の人材育成に取り組みます。

③ 働き方改革の推進

社会情勢等に応じて、時差出勤やリモート勤務にも柔軟に対応できる勤務形態と運用システムを構築します。これにより質の高い人材が定着し、多様な人材が力を発揮できる環境を整えます。

4 事務・事業・補助金等の見直し

慣例により継続的に交付されている補助金等は、交付の妥当性、経費負担のあり方等を検討し、事務・事業についても、慣例等にとらわれることなく、必要性・優先度を精査します。また、削減するばかりではなく新しい制度、事業についても住民の視点に立ち、住民に必要なものは制度の拡充や新設を図ります。

① 事務・事業の見直し

事務・事業の見直しにおいては、「行政に求められる役割はどこまでか」と「住民や民間が果たし得る役割は何か」の二つの観点から「行政サービスの範囲」を明確にする必要があります。これを踏まえ、住民の自助や共助、また民間に委ねることが可能なものについては、積極的に移譲するよう努めます。

② 補助金等の見直し

行政関与の必要性、経費負担のあり方、効果、透明性を高める観点から、行政の責任において保護・奨励すべき事業と、住民・事業者が主体的・自立的に行う事業とを明確化します。また、限られた財源の「選択と集中」により団体や活動の自立を促すとともに、補助金の交付が漫然と長期化、固定化、既得権化することを防ぎ、費用対効果を含め補助事業の成果を検証するなど定期的な見直しを行います。

③ その他の見直し

地方公共団体に設置される審査会、審議会等附属機関の組織、報酬等については、その時々で必要とされ設置されたものの現在では役目を終了したもの、休眠中のもの、また新たに設置する必要があるものなど、時代にあった組織に変えて行かなければなりません。

このことを踏まえ、附属機関等についても見直しを行います。

5 住民と協働による「元気な村づくり」

地域の魅力を活かし、継続的に村づくりに取り組んでいくためには、地域をよく知る住民と行政が共に考え、お互いの役割を自覚・尊重し、協働していくことが重要です。

しかし、過疎化・高齢化の影響もあり、各種協議会等の構成員が固定化してしまう傾向が見られ、幅広い層の住民が主体的に村づくりに参画・協働するための環境が整っていないといえます。

今後は、住民と行政が意識改革を行いながら、第五次南牧村総合計画の基本目標である「みんなで創る 一人ひとりが住みやすい 南牧村」の構築を目指し、対話を大切にした地域密着型の行政運営を推進するとともに、行政では気づくことのできない抽象的な地域課題を具体化するため、住民の意見を広く取り入れ、住民・行政の知恵と力を集結し、みんなで進める協働の村づくりを展開します。

① 集落支援員の設置について

各区に集落支援員を引き続き設置します。高齢化によるコミュニティーの弱体化を防ぐため共助の強化や都市との交流、移住者の受入れの促進を図ることにより元気な地域を取り戻すことを目的とし、住民一人ひとりがより積極的に共助に取り組み、住民の絆を深めることで地域力を強化していきます。

これからの改革が住民との一体性の基に進められることで、どこへも誇れるような「元気な村づくり」を進めていきます。

② 教育について

地域と学校の連携・協働の中で子どもたちに「ふるさとを愛する心」を育てていくためには、その心をどのように捉え、どのような教育を進めていく必要があるのかということ、地域と学校で熟議を重ねながらその目指すところを共有し、歩調を合わせて取り組んでいくことが重要になります。

「子どもたちが地域の方々とともに学ぶ」それが、子どもたちの成長を支えるだけでなく、大人の元気に、さらには地域の元気に繋がります。

今後、「地域とともにある学校」を目指すとともに「学校を核とした地域づくり」の推進に努めていきます。